

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、かすがいシティバスの利用促進を図るため、かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」所有者の外出を促す取組を実施する店舗を登録し、市民等に広く周知する「はあとふるパス協賛店舗登録制度」について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、サービス等とは、「はあとふるパス」所有者が受けられることができる利用料金、商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等を始めとした各種サービスのことをいう。

(登録対象)

第3条 はあとふるパス協賛店舗の登録対象は、市内に所在地がある対面方式の店舗のうち、「はあとふるパス」を提示することで、通常来店時よりサービス等が付加され、かすがいシティバスの利用促進につながる取組を行うものとする。

(登録の申込み等)

第4条 はあとふるパス協賛店舗の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録申込書（第1号様式）に店舗外観等に関する写真を添えて、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、前条の規定に適合する店舗と認めるときは、当該店舗をはあとふるパス協賛店舗に登録し、申請者に市長が別に定める登録証を交付するものとする。ただし、次に掲げる店舗については、登録を行わないこととする。

(1) 春日井市暴力団排除条例（平成23年春日井市条例第28条）に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずるものが経

営するもの

- (2) 宗教活動及び政治活動に関するもの
- (3) 各種法令等に違反しているもの又はその恐れのあるもの
- (4) 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

3 市長は、はあとふるパス協賛店舗登録後、適宜申請者に対して登録継続の意向を確認するものとする。

(登録証の表示等)

第5条 はあとふるパス協賛店舗は、交付された店舗等の出入口や会計場所等の見やすい場所に登録証を表示することができる。

2 はあとふるパス協賛店舗は、市が発行したチラシ等の店頭設置など当該事業の周知に必要な協力をする。

(登録内容の変更)

第6条 第4条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が登録内容の変更をしようとするときは、かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録変更届（第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第7条 登録者がはあとふるパス協賛店舗の登録を抹消しようとするときは、かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録抹消届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、第4条の登録を受けたはあとふるパス協賛店舗が次のいずれかに該当するときは、当該登録を抹消することができる。

- (1) 第3条の規定に適合しなくなったとき。
- (2) 災害その他の事故により店舗等を使用できなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前2項の規定によりはあとふるパス協賛店舗の登録を抹消したときは、かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録抹消通知書（第

4号様式)により、登録者に通知するものとする。

4 登録者は、はあとふるパス協賛店舗の登録抹消後、第4条第2項で交付した登録証を速やかに廃棄しなければならない。

(広報)

第8条 市長は、店名、住所、電話番号、店舗写真及びサービス等を、ホームページ、刊行物への掲載等により、はあとふるパス協賛店舗を市民等に広く周知するものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月17日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録申込書

年 月 日

（宛先）春日井市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録要綱に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

| | |
|------------------------|---|
| フリガナ | |
| 店 舗 名 | |
| 店 舗 所 在 地 及 び 連 絡 先 | (郵便番号) |
| | Tel : |
| | E-mail : |
| | 担当者名 : |
| 業 種 | <input type="checkbox"/> 飲食 <input type="checkbox"/> 物販 <input type="checkbox"/> 学び・体験 <input type="checkbox"/> 理容・美容院 <input type="checkbox"/> スパ <input type="checkbox"/> アミューズメント <input type="checkbox"/> その他() |
| ホームページURL | |
| 取 組 内 容 | 具体的な内容 |
| | |
| | |
| 添 付 書 類 | 店舗外観、内観写真等（2枚以内） |
| 備 考 その他特記事項 | (他割引との併用不可等) |

第2号様式（第6条関係）

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録変更届

年 月 日

（宛先）春日井市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗の登録を次のとおり変更したいので届け出ます。

| | |
|-----------|--|
| 店 舗 名 | |
| 店 舗 所 在 地 | |

| | | | |
|---------|-------|-------|----|
| 変 更 理 由 | | | |
| | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 項目 | 内容 | 項目 | 内容 |
| | | | |

※原則、変更届受理後30日以内に変更されます。

| | |
|----------------------|---------|
| 担 当 者 名 及 び 連 絡 先 | 氏名： |
| | Tel： |
| | E-mail： |

第3号様式（第7条関係）

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録抹消届

年 月 日

（宛先）春日井市長

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗の登録を抹消したいので届け出ます。

| | |
|-----------|--|
| 店 舗 名 | |
| 店 舗 所 在 地 | |

| | |
|---------|--|
| 抹 消 理 由 | |
|---------|--|

※原則、抹消届受理後30日以内に抹消されます。

| | |
|----------------------|---------|
| 担 当 者 名 及 び 連 絡 先 | 氏名： |
| | Tel： |
| | E-mail： |

第4号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長

かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録抹消通知書

年 月 日付けかすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗登録抹消届に基づき、かすがいシティバス定期券「はあとふるパス」協賛店舗の登録を、次のとおり抹消しましたので、通知します。

| | |
|-------|-------|
| 抹消年月日 | 年 月 日 |
| 店舗名 | |
| 店舗所在地 | |

抹消理由

| |
|--|
| |
|--|